

がん診断治療特約(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 給付金の支払

第3編 この特約の締結後の取扱いに関する規定

- 第4条 中途付加された特約の責任開始期
- 第5条 特約の消滅
- 第6条 特約の更新
- 第7条 普通保険約款の規定の適用

がん診断治療特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第2編 この特約の保険給付に関する規定

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】診断確定

悪性新生物および上皮内新生物等の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされることを要します。ただし、被保険者の病状等を理由として病理組織学的所見によることなく最終的に悪性新生物（別表21）または上皮内新生物等（別表22）と診断確定された場合には、その病理組織学的所見以外の所見による診断確定も認めます。

【備考3】治療を直接の目的とする入院

治療のための入院をいい、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置などのための入院

名称	支払事由	支払額	受取人
がん診断治療給付金	<p>(1) 第1回のがん診断治療給付金 被保険者が、次の条件のすべてを満たしたとき。</p> <p>ア. この特約の責任開始^{【備考1】}期前に悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と診断確定^{【備考2】}されていないこと。</p> <p>イ. この特約の保険期間中に初めて悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と医師によって診断確定^{【備考2】}されること。</p> <p>ウ. 前イにおいて診断確定されたのが上皮内新生物等(別表22)である場合は、その上皮内新生物等(別表22)を直接の原因として、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院を開始すること。</p> <p>(7) 上皮内新生物等(別表22)の治療を直接の目的とする入院^{【備考3】}</p> <p>(1) 病院または診療所(別表14)における別表8に定める入院</p> <p>(2) 第2回以後のがん診断治療給付金 被保険者が、直前に支払われたがん診断治療給付金の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日以後のこの特約の保険期間中に、次の条件のすべてを満たす入院を開始したとき。</p> <p>ア. 悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)を直接の原因とする入院</p> <p>イ. 悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)の治療を直接の目的とする入院^{【備考3】}</p> <p>ウ. 病院または診療所(別表14)における別表8に定める入院</p>	特約給付金額	主契約の普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)に定める傷害疾病給付受取人

は該当しません。

【備考4】診断確定日からその日を含めて180日以内

診断確定日からその日を含めて180日以内のがん診断治療給付金の請求があった場合で、申出によりこの特約を解除することができる旨を会社が通知したときは、その通知した日からその日を含めて30日以内とします。

【備考5】すでに払い込まれたこの特約の保険料

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の復活日におけるこの特約の払戻金と当該復活日後に払い込まれたこの特約の保険料の合計額とします。

- 2 被保険者が前項第1号の支払事由に該当した場合でも、この特約の責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と医師によって診断確定^{【備考2】}されたときは、会社は、第1回のがん診断治療給付金を支払いません。ただし、この特約の責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて90日経過後に、被保険者がその悪性新生物または上皮内新生物等と因果関係のない悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と医師によって新たに診断確定^{【備考2】}されたとき(診断確定されたのが上皮内新生物等(別表22)である場合は、前項第1号の支払事由中のウの条件を満たすことを要します。)は、第1回のがん診断治療給付金を支払います。
- 3 被保険者がこの特約の責任開始^{【備考1】}の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と医師によって診断確定^{【備考2】}されたために第1回のがん診断治療給付金が支払われない場合で、その診断確定日からその日を含めて180日以内^{【備考4】}に契約者からこの特約を解除する旨の申出があったときは、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料^{【備考5】}を契約者に払い戻し、この特約を解除します。
- 4 被保険者がこの特約の責任開始^{【備考1】}期前に悪性新生物(別表21)または上皮内新生物等(別表22)と医師によって診断確定^{【備考2】}されていた場合には、会社は、この特約を解除するものとします。この場合、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める金額を契約者に払い戻します。

号	区分	払い戻す金額
(1)	契約者および被保険者がその事実を知らなかったとき。	すでに払い込まれたこの特約の保険料 ^{【備考5】}

(2)	契約者または被保険者がその事実を知っていたとき。	普通保険約款に定めるこの特約の払戻金
-----	--------------------------	--------------------

- 5 被保険者が、悪性新生物（別表21）および上皮内新生物等（別表22）以外の事由を原因とする入院中に悪性新生物（別表21）または上皮内新生物等（別表22）を併発し、その悪性新生物または上皮内新生物等について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日を、悪性新生物（別表21）または上皮内新生物等（別表22）を直接の原因とする入院の入院開始日とみなします。
- 6 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、直前に支払われたがん診断治療給付金の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日に第1項第2号に定める条件のすべてを満たす入院をしている場合には、その1年を経過した日に第1項第2号に定める条件のすべてを満たす入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 7 がん診断治療給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて10回を限度とします。
- 8 がん診断治療給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

（中途付加された特約の責任開始期）

第4条 主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時
ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
イ. 被保険者に関する告知を受けた時

（特約の消滅）

第5条 がん診断治療給付金の支払回数が第3条（給付金の支払）第7項に定める支払限度に到達した場合には、この特約は消滅します。この場合、この特約に普通保険約款に定める払戻金があるときは、会社は、その払戻金をがん診断治療給付金とともにその受取人に支払います。

（特約の更新）

- 第6条** この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただし、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。
- 2 前項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新後の主契約に付加します。
- 3 前2項の規定のほか、この特約の更新については、普通保険約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

（普通保険約款の規定の適用）

第7条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。